

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	マンション管理計画の変更		
根拠法令及び条項	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の7第1項		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠:第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠:第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 審査基準が法令等において具体的に規定されているため、審査基準の設定を要しない。 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の4(認定基準) 別紙1のとおり 那覇市マンションの管理計画認定等に関する事務取扱要綱第2条(認定基準) 別紙2のとおり		
審査基準 設定年月日	令和5年4月1日	審査基準 最終変更年月 日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(28日) <input type="checkbox"/> 無(根拠:第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	令和5年4月1日	標準処理期間 最終変更年月 日	年 月 日
所管部署	まちなみ共創部 まちなみ整備課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

別紙1

審査基準

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の4(認定基準)

計画作成都道府県知事等は、前条第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る管理計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

- 一 マンションの修繕その他の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 資金計画がマンションの修繕その他の管理を確実に遂行するため適切なものであること。
- 三 管理組合の運営の状況が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 四 その他マンション管理適正化指針及び都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであること。

別紙2

審査基準

那覇市マンションの管理計画認定等に関する事務取扱要綱第2条(認定基準)

市長は、法第5条の3第1項の規定による管理計画の認定の申請(法第5条の6第2項の規定により準用する認定の更新を含む。)(以下「認定申請」という。)及び法第5条の7第1項の規定による認定を受けた管理計画の変更申請(以下「変更認定申請」という。)に係る管理計画が法第5条の4各号に掲げる基準に適合すると認める場合は、その認定をすることができる。

なお、法第5条の4第4号の規定による那覇市マンション管理適正化指針に基づく基準は、次に掲げるものとする。

- 一 管理者窓口について、次のいずれかを実施していること
 - ア 郵便ポストの設置
 - イ 管理者窓口の連絡先の明確化

- 二 防災について、次のいずれかの対策が講じられていること
 - ア 防災マニュアルの作成
 - イ 防災訓練の実施
 - ウ 災害時の避難場所の周知
 - エ 災害時に必要となる道具、備品、非常食糧の備蓄
 - オ 災害発生時における居住者の安否確認体制の整備
 - カ 災害発生時における被害状況、復旧見通しに関する情報の収集・提供体制の整備

- 三 長期修繕計画の作成や見直しについて、必要に応じてマンションの状況調査を実施し、劣化等の状況を把握していること

